

広島県感染症医療支援チームへの協力に関する協定書

広島県（以下「甲」という。）と広島大学病院，地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立舟入市民病院，独立行政法人国立病院機構東広島医療センター，福山市民病院，総合病院庄原赤十字病院，県立広島病院及び独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院（以下「乙」という。）とは，広島県感染症医療支援チームの編成及び運営等について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 広島県感染症医療支援チームの編成及び運営等については，広島県感染症医療支援チーム編成・運営要綱（平成30年2月9日施行。以下「感染症運営要綱」という。）に定めるもののほか，この協定に定めるところによる。

（依頼及び協力）

第2条 甲は，広島県感染症医療支援チームの編成に際して，乙に協力の依頼を行うものとする。

2 乙は，前項の規定による協力の依頼があった場合は，それぞれの医療従事者の中から広島県感染症医療支援チームの構成員として適当な者の人選を行い，甲に報告するものとする。

（活動内容等）

第3条 広島県感染症医療支援チームの活動内容等は，感染症運営要綱第2条及び第3条に定めるもののほか，知事が別に定める。

（費用弁償等）

第4条 広島県感染症医療支援チームの派遣に要した費用（実費）は甲が支弁する。

2 前項の規定による実費弁償の範囲については，新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第62条第2項の政令で定める基準に定めるところにより，手当，割増手当及び旅費とし，その額については，同基準に従い甲が定める。

3 第1項の規定による実費弁償は，甲が乙の各医療機関の広島県感染症医療支援チーム構成員（以下「チーム構成員」という。）の申請に基づいて行うものとする。

（補償等）

第5条 甲は，チーム構成員が広島県感染症医療支援チームの活動に従事したため，死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は障害の状態になったときは，特措法第63条第1項の政令で定めるところにより，チーム構成員又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損失を補償する。

2 甲は，感染症運営要綱第9条に規定する傷害保険により，チーム構成員が死亡した場合は50,000千円，後遺障害の状態になった場合は障害の程度に応じて50,000千円を限度額として補償するものとする。ただし，後遺障害補償保険金を支払った後，補償適用の原因が生じた直接の結果として死亡したときは，死亡補償保険金の額から既に支払った後遺障害補償保険金の額を控除した額を支払うものとする。

3 前2項の規定による補償は，甲が，チーム構成員又はその遺族若しくは被扶養者の申請に基づいて行うものとする。

4 チーム構成員が死亡し，又は後遺障害の状態になった場合において，前項の規定による申請があったときは，甲は，当該申請について，第1項の規定による補償と第2項の規定による補償のうち補償内容の厚い一方のみによって補償するものとする。

（派遣先医療機関における医療過誤についての協定）

第6条 チーム構成員が派遣先の医療機関（以下「派遣先医療機関」という。）において行った診療行為について医療過誤が生じた場合における損害賠償責任の負担については，乙の各医療機関が派遣先医療機関と別途，協定で定めるものとする。

（疑義の解決）

第7条 この協定について，疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については，甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第8条 この協定は，甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り，継続するものとする。

この協定の締結を証するため，協定書8通を作成し，甲と乙が記名・押印をして，各自1通を所持する。

平成30年3月27日

甲 広島県
代表者 広島県知事

湯崎 英夫



乙 広島大学病院
広島市南区霞一丁目2番3号
代表者 病院長

平川 勝洋



地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立舟入市民病院
広島市中区舟入幸町14番11号
代表者 病院長

柳田 実郎



独立行政法人国立病院機構東広島医療センター
東広島市西条町寺家513番地
代表者 院長

勇 木 清



福山市民病院
福山市蔵王町五丁目23番1号
代表者 福山市病院事業管理者

高倉 範尚



総合病院庄原赤十字病院
庄原市西本町二丁目7番10号
代表者 院長

中島 浩一郎



県立広島病院
広島市南区宇品神田一丁目5番54号
代表者 院長

木矢 克造



独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院
呉市広多賀谷一丁目5番1号
代表者 院長

榎野 新

